

総務経済委員会

貸し渋り対策を強く要望

◆中小企業融資条例

Q 責任共有制度が導入され、金融機関が20%の責任を持つことになると、貸し渋りが出てしまうのではないのか。借り手に対する融資の相談など市としての対応は。

A 制度改正の目的は、金融機関と保証協会が経営の中身まで踏み込むような形で相談をし、支援をしていくことである。市として融資審査会等を通じ、金融機関に対して制度改正の目的を説明し、貸し渋りのないよう要望していく。

◆公告式条例及び出張所設置条例の一部改正

Q 狭山台出張所移転に関して要望はあったか。

A 自治会から駐車場の拡張要望があり、狭山台公民館（写真）敷地内で11台分拡張し、35台にする計画である。

◆平成19年度一般会計補正予算

Q 学校などの教育施設の老朽化が著しいが、今後の基金積み立ての考え方は。

A 市の最重要課題である狭山市駅西口事業等が控えている関係から、今回は都市基盤整備基金を重点的に積み立てた。今後は、各種事業を行う中で、基金の残高等を見ながら検討する。

文教厚生委員会

たばこの火から子供たちを守る

歩きたばこ等の防止条例が来年1月1日施行

◆歩きたばこ等の防止に関する条例

Q この条例は、公共の場所での歩きたばこ等を防止することにより、市民の身体、財産の安全を確保し、快適な生活環境を向上するために制定するものだが、この条例が可決されると、どのように手続を進めていくのか。

A 駅周辺などの人通りが多い地域の関係団体に条例の内容を説明し、歩きたばこ等を禁止する地区の指定について協議する。合意が得られたら、来年1月1日の条例施行後のなるべく早い時期に禁止地区を決定したい。また、条例施行に向け、啓発キャンペーンの協力もお願いしていきたい。
Q 禁止地区を指定した後、喫煙場所は設けるのか。



A 喫煙しない方に配慮し、人通りの多いところから少し離れた場所に灰皿を設置したいと考える。

Q 禁止地区以外でも歩きたばこ等は危険であるということをしてPRするべきではないか。

A この条例は歩きたばこ等の危険を回避することを目的に制定するものである。市内の公共の場所では歩きたばこ等をしないよう努めなければならないと規定し、これを最優先の目標としている。バス停など人の集まるところには、啓発ポスターを掲示するなど、意識啓発に努めたい。

◆地域スポーツ施設条例の一部改正

Q 条例の改正は、狭山台の地域スポーツ施設（体育館・プール）を指定管理者に運営させることができるようにするものだが、どのように指定管理者を選ぶのか。

A 公募を実施し、応募者からのヒアリング等プレゼンテーションを行い決定する。

◆西河原雨水枝線築造工事（第5工区）請負契約の締結

Q 業者選定は、市内業者だけでできなかったのか。

A 本工事は国庫補助対象事業で、特殊工法でもある。質の確保、安全確実な工事の履行が求められるため、業者規模、工事実績等の一定の制限を設けた。

議案審査のほか、平成10年度、用地等の取得を土地開発公社に委託した際、土地の登記等が正確に行われなかったことに関する再発防止策について、執行部からの報告を受けました。

その内容は、再発防止に向け、法令や制度の熟知に努め、関係所管との情報の共有化、密接な連携を図るとともに、複数の職員が担当するように処理体制、チェック体制を整えていく。また、こうした市の対応を土地開発公社に伝え、十分な連携を図っていくとのことでありました。



狭山台出張所が移転する
狭山台公民館

建設委員会



水道料金

値上げしないよう努める

◆平成19年度上広瀬土地区画整理事業特別会計補正予算

Q 今年度の保留地処分状況は。

A 四画地の一般保留地を公売し、うち上広瀬土地区画整理事務所跡地については契約成立した。残りの三画地については現在も受け付け中である。

◆町の区域の変更（入間川2、3丁目の一部を入間川1丁目に編入）

Q 町界の変更による住居表示の変更はどうか。

A 住居表示の変更も町区域の変更に合わせ、11月末頃同時に実施する予定である。

◆平成18年度下水道事業特別会計決算認定

Q 下水道管渠の修繕計画は。

A 調査及び修繕工事の計画については、中期基本計画の中で既に位置付けており、毎年、調査を5km、更正工事を1km程度、財源確保を図りつつ行いたい。

◆平成18年度水道事業会計決算認定

Q 今後の県水単価の動向は。また、水道料金改定についての考えは。

A 県水供給単価については、平成22年度までは現行料金、1㎡当たり税抜き61円78銭を据え置く旨の説明が県からあった。

狭山市の水道料金については、県水供給単価の影響が非常に大きく、従来、県水の値上げの都度、改定を余儀なくされてきたという状況がある。今回、平成22年度まで県水単価が据え置かれることを踏まえると、水道事業の利益水準が維持されることを前提に、所管としては企業努力、経費節減等に引き続き努め、可能な限り改定に至らぬよう事業を進めていきたい。

